

○総務省令第八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）並びに地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び地方人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

総務大臣 片山 善博

地方税法施行規則及び地方人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の九第二号中「附則第二条の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則（昭和五十六年総理府令第二十六号。第七条の二の十二及び第七条の二の十五において「旧事業所・企業統計調査規則」という。）を削り、「平成十八年十月一日」を「平成二十一年七月一日」に改める。

第七条の二の十二及び第七条の二の十五中「旧事業所・企業統計調査規則」を「経済センサス基礎調査規則」に、「平成十八年十月一日」を「平成二十一年七月一日」に改める。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第二条の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則（昭和五十六年総理府令第二十六号）」を削り、「平成十八年十月一日」を「平成二十一年七月一日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 経済センサス基礎調査規則によって調査した平成二十一年七月一日現在における従業者数が公表された日（以下「公表日」という。）の前日までにあつた都道府県の境界変更に対する第一条の規定による

改正後の地方税法施行規則（以下「新地方税法施行規則」という。）第七条の二の九、第七条の二の十及び第七条の二の十二の規定の適用については、新地方税法施行規則第七条の二の九第二号中「によつて調査した平成二十一年七月一日現在における」とあるのは、「附則第二条の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則（昭和五十六年総理府令第二十六号）によつて調査した当該境界変更のあつた時における最近の」とする。

2 平成二十一年七月二日から公表日の前日までの間にその境界に変更があつた都道府県に対する新地方税法施行規則第七条の二の十二の規定の適用については、同条中「当該従業者数が公表された後」とあるのは、「同年七月二日以後」とする。

3 平成二十一年七月二日から公表日の前日までの間に廃置分合若しくは境界変更があつた市町村又は境界が確定した市町村に対する新地方税法施行規則第七条の二の十五の規定の適用については、道府県知事が必要と認める場合に限り、同条中「当該従業者数が公表された後」とあるのは、「同年七月二日以後」とする。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成二十一年七月二日から公表日の前日までの間にその境界に変更があった都道府県のうち当該境界変更のあった区域が従来属していた都道府県に対する第二条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（以下「新暫定措置法施行規則」という。）第二条の規定の適用については、同条中「平成二十一年七月一日現在における従業者数」とあるのは、「平成二十一年七月一日現在における従業者数から、同年七月二日から経済センサス基礎調査規則によって調査した同年七月一日現在における従業者数が公表された日の前日までの間に境界変更のあった区域の従業者数を減じたもの」とする。

2 平成二十一年七月二日から公表日の前日までの間にその境界に変更があった都道府県のうち当該境界変更のあった区域が新たに属することとなった都道府県に対する新暫定措置法施行規則第二条の規定の適用については、同条中「平成二十一年七月一日現在における従業者数」とあるのは、「平成二十一年七月一日現在における従業者数に、同年七月二日から経済センサス基礎調査規則によって調査した同年七月一日現在における従業者数が公表された日の前日までの間に境界変更のあった区域の従業者数を加えたもの」とする。